

付託議案(審議終了ノモノヲ除ク)

第六十七回帝國議會

議院

營業収益稅法中改正法律案委員會議錄(速)第六回

會議

昭和十年三月十三日(水曜日)午前十時四十

分開議

出席委員左ノ如シ

委員長

木暮武太夫君

理事

小笠原三九郎君 理事田尻生五君

理事原

淳一郎君

松村

光三君 川島正次郎君

蔭山

貞吉君

森田

福市君

倉元

要一君 小林 絹治君

川淵

治馬君

小池

四郎君

同月十二日委員川島正次郎君辭任ニ付其補
闕トシテ土倉宗明君ヲ議長ニ於テ選定セリ
同月十三日委員土倉宗明君辭任ニ付其ノ補
闕トシテ川島正次郎君ヲ議長ニ於テ選定セ
リ

出席國務大臣左ノ如シ
大藏大臣 高橋 是清君
商工大臣 町田 忠治君
出席政府委員左ノ如シ

大藏參與官 豊田 收君
大藏書記官 谷口 恒二君
農林省山林局長 村上 龍太郎君
海軍主計中將 村上 春一君
商工政務次官 勝 正憲君
商工參與官 高橋 守平君
商工省工務局長 竹内 可吉君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
○關稅定率法中改正法律案(政府提出)
大正十三年法律第二十四號中改正法律案
(賚澤品等ノ輸入稅ニ關スル件)(政府提
出)

正十三年法律第二十四號中改正法律案、及
昭和七年法律第四號中改正法律案ト關稅法
中改正法律案ト云フ此四案ハ、關聯セル法
律案デアリマスカラ、此四案ニ付キマシテ
先づ議題ト致シマシテ質問應答ヲ重ネテ、
此四案ニ限ル審議ヲ進メテ、而シテ鐵ノ輸
入稅ニ關スル法律案ハ、御承知ノ通り我國
鐵國策ノ樹立ノ上カラ見テ、極メテ慎重ニ
討究スル必要ノアル重要ナル法律案デアリマ
スカラ、先程申上ゲマシタ四案ノ質疑應答
終了ヲ待テ、次ニ切離シテ、是ノ質疑應答
ヲスルコトニ致シタイト存ジマス、御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○木暮委員長 御異議ナシト認メマシテ、
只今委員長ヨリ申上ゲタ通リノ方法ニ依ッ
テ審議ヲ進メルコトニ致シマス、此際參考
資料ノ要求ノ御申出ガアリマスカラ、申込
御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、本委員會ニ
掛チテ居リマスル法律案ハ、御承知ノ通り關
稅定率法中改正法律案外四件デゴザイマス
ケレドモ、關稅定率法中改正法律案ト、大

御要求ノアル毎ニ御書留メ下ス、一日モ
早ク委員ニ配付セラレンコトヲ希望致シテ
置ク次第デアリマス

付託議案(審議終了ノモノヲ除ク)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)
(賚澤品等ノ輸入稅ニ關スル件)(政府提出)
昭和七年法律第四號中改正法律案(政府提出)
ノ從量稅率ニ關スル件(政府提出)
關稅法中改正法律案(政府提出)
鐵ノ輸入稅ニ關スル法律案(政府提出)

マス爲ニ、資料ヲ提出シテ戴キタイト思ヒ
マスモノガニツアリマスガ、ソレハ又
後ニ御願スルコトニ致シマシテ、只今ハ是
ダケヲ御願致シテ置キマス

○小池委員 材料ノ要求ノ追加ヲ致シマ
ス、淺野小倉製鋼會社ヨリ申請シタル二百
五十噸熔鑄爐、竝ニ日本製鐵株式會社ヨリ
申請シタル千噸熔鑄爐ノ、申請書内容ノ寫
ヲ提出シテ戴キタイ

○木暮委員長 此際申上ゲテ置キマスガ、
先程御決定ヲ願ヒマシタ通リニ、本委員會
ハ差當リ關稅定率法中改正法律案、外三件
ノ法律案ニ付テ審議ヲ進メテ、鐵國策ノ樹
立ニ極メテ重要ナル關係ノアル鐵ノ輸入稅
ニ關スル法律案ヲ、次ニ致スコトニ致シマ
スカラ、前ノ四件ニ付テ御質問ノ御希望ノ
アル方ハ、理事ヲ通ジテ御申込ヲ願ヒタイ
ト思ヒマス、本日ハ大藏大臣ガ午前中貴族
院ノ本會議ニ御出席ノ爲メ、ドウシテモ當
委員會ニハ御出席ニナレヌト云フ御通告ガ
アリマシテ、午後一時カラハ約三時間、大
藏大臣ガ親シク御出席ニナルサウデゴザイ
マスカラ、午後一時カラ本會議ヲ再開致ス
コトニシテ、休憩致シマス

午前十時五十分休憩

○太田委員 今回ノ關稅ニ關スル改正ハ、
鐵外八品ニ關スルモノ、ヤウニ拜見シテ居
リマス、委員長ノ取計ヒニ依ツテ、鐵ノ問題
ヲ後ニ廻サレタト云フコトハ、洵ニ結構ナ
コト、思ヒマス、私達ハ鐵ニ付キマシテハ、
今迄ノ自給主義ガドウヤラ大變更ヲ來シテ
居ルヤウニ考へラレマシテ、國策トシテ此
點ハ十分審議シナケレバナラヌコト、思
フ、此意味ニ於テ特ニ之ヲ重大視シテ居ル
ノデアリマス、鐵ト言ヘバ一ツデゴザイマ
スガ非常ニ國防ノ上ニモ、產業ノ上ニモ、
スカニ有ツテ居ルシ、而モ大變遲ク此法律方
出タト云フコトハ、私共ノ審理モ相當困難
ヲ感ズルコト、思フノデアリマス、ソレニ
致シマシテモ、今度ノ改正ハ、大體ニ於キ
マシテ部分的關稅改正カト思ヒマスルガ、
政府ハ關稅率ノ一般改正ヲ行フト云フ御考
ガアリマスカドウカ、昨年議會ヲ通過致シ
マシタ通商擁護、貿易調節ト云フ法律ハ、
思フニ此現在ノ國際貿易ノ中ニ於ケル、變
態時代ニ處スルモノデアラウト存ジマス
ガ、期限ハ三箇年ヲ期シテ居リマシテ、モ

ウ直キニ此法律モ消エル時ガ來ルト云フコ
トモ考ヘラレルシ、大分世界ノ經濟狀況モ

遠ツテ居ルノデゴザイマスカラ、關稅率ノ
會致シマス、通告順ニ依ツテ質疑ヲ許シマ
ス
○太田委員 今付キマシテハ、私一
行フノ御考ガアルカドウカト云フコトヲ、
テ居ラヌノデアリマス、併シ御話ノ如ク、
一般ノ稅制改正ノ必要ノアルト云フコト
スル考デゴザイマス、今日マダソレニ取掛
チテ居ラヌノデアリマス、併シ御話ノ如ク、
云フモノガ出來テ、非常ニ手輕ニ見得ルモ
ノガアリマシタ、一般ニ世ノ中ニ出テ居ル
斯ウ云フ「タリフ」ハ非常ニ見クウゴザイマ
スノデ、實益ノ爲ニモア、云ヅタヤウナモ
ノヲ、世ノ中ニ御出シニナルコトヲ、此點
ニ關聯シテ希望シテ置キタインデアリマ
ス、第三ニ御聽キ致シタイノハ、政府ハ贊
澤法ヲ廢止スル御考ハナイカ、斯様ナコト
ヲ申上ゲルノハ、私共マダ政治生活ニ入ラ
ナイ前デゴザイマスガ、理論的ニ私ハ考ヘ
テ、法律ニ依ツテ贊澤ヲ止メル考方ガ、抑
違ツテ居ルノデハナイカ、紀ノ國屋文左衛門
ノ時ニハ、徳川時代ニ於テ贊澤御法度ト云
フ法律ガアルニ拘ラズ、ア、云フ不届ナ贊
澤三昧ラシタ者ガアリマス、法律ガアツテ
モ是ハ駄目ナノデス、デ度々此問題ニ付キ

○高橋國務大臣 其時期ガ來レバ必ズ改正
申シマシタナラバ、關稅率ノ一般的改正ヲ
濟界ニ對シテ、貿易ノ關稅關係カラ見タ政
策ヲ、如何ニ御考ヘニナツテ居ルカ、端的ニ
ケレバナラヌト思フト共ニ、此混亂シタ經
過ヲ、矢張此整理モ併セテ致シタイ考デ
アリマス
○高橋國務大臣 唯其必要ガアルノヲ御認メニ
ナルト共ニ、大變難シイ時期デゴザイマス
ルカラ、成ベク早ク御手廻シラシテ、此達
成ニ御努力ヲ願ヒタイト思ヒマス、次ニ御
尋致シタイノハ、現在ノ關稅率制度ハ、關
稅率法ト俗ニ言フ贊澤法ト、從量稅ニ關ス
ル法律ト云フヤウナ風ニ分ケラレマシテ、
非常ニゴタノニナツテ組織サレテ、一體ト
ナツテ居リマス、複雜多岐ヲ極メテ居リマシ
テ、大變分リ惡イ點モゴザイマスルノデ、
政府ハ是等ノ法律ヲ整理シ、統一セラレル

マシテハ、學者ノ間ニモ議論ガアッタヤウデゴザイマスガ、隨分色々、出來マシテカラ今日マデ世ノ中モ變ツテ居リマスルシ、贅澤法ト云フモノハ、贅澤ヲ止メル爲ニ出来タノデナク、寧ロ贅澤ナル品物ヲ作ル産業ヲ、保護スルト云フ結果ニナッテ居ルノデハナイカト、私ハ考ヘルノデアリマス、贅澤ナル産業ヲ保護スルト云フ意味ナラバ、一般「タリフ」ノ中ニ之ヲ入レマシテ、產業保護關稅トシテ然ルベキデハナイカ、例ヘ私共ノ一寸見タ所デモ、人造香料ノ如キハ其一ツデアラウト思ヒマス、デ之ヲ御作リニナッタ時ノ政治觀念カラ言ウト、或ハ消費節約トカ色々ナ御考カラ出タモノト思ヒマスルガ、今日ノ時局ニ鑑ミマシテ、又生産關係・消費關係ヲ一括シテ考ヘマシタ今ノ經濟界ヲ見ルト云フト、ドウモ此贅澤法ト云フモノガ、理論的ニモ意味ガナイデヤナイカト云フヤウニ、考ヘルノデアリマス、此點ニ付キマシテ政府ハ贅澤法ヲ廢止サレルト云フ考ガアルカドウカ、尤モ「ダイヤモンド」等貴石ニ關スル問題ニ付キマシテハ、其次ニ御尋致シタト思フノデゴザイマス、現在贅澤法ト云フモノ、中ヲ見テ行クト、麥酒モアルト云フ譯デ、麥酒ヲ以テ贅澤ト考ヘルト云フ考方ガ、私共ハ如何

カト思ヒマス、「タリフ」ノコトハ扱置キマシテ、此贅澤法ト云フモノヲ改正スル御考ガナイカ、私ノ御尋スル意味ハ、產業トシテ保護スペキモノニ對シテハ、別途ニ考ヘルノガ筋ノ通ツタ途デハナイカ、斯ウ云フ意味デアリマス

○高橋國務大臣 此贅澤品ノ關稅問題ニ付テハ、單リ唯外國カラ入テ來ル贅澤品ヲ入レナイヤウニスルニハ、内地ノ贅澤品ヲ保護スル爲メダト云フヤウナ考ノアル時モアリマセウ、併シ此時勢ノ變化ニ依フテ、外國品ノ贅澤品ノミナラズ、國內ニ於テモ贅澤ト云フコトヲ、成ベク抑ヘテ行クト云フ必要モ、起ル筋モナイトハ限ラヌ、丁度今永久ノ方法トシテ、變ラナイ方法トシテ、何レノ時代ニ於テモ此贅澤法ト云フモノ、解釋ヲ定メテ、又其絕對ニ贅澤法ナド、云フモノハ、關稅ノ上ニ於テ廢止シタ方ガ宜イト云フ、永久的ニ斯ウ云フ一定ノ範圍ヲ決メル法律ヲ出スト云フコトハ、困難ナ問題デヤナイカト考ヘマス

○太田委員 ソコデ一ツ實例デ、非常ナ矛盾的ノ問題ガ起ツタト私ノ感ジマスノハ、今

回贅澤品ノ一番表現ト申シマスカ、代表ト申シマスカ、贅澤ト言ヘバ直グ持出ス「ダイヤモンド」ノ貴石ヲ、贅澤品ノ課稅品目

カラ除外セントスル法案ノヤウニ思ヒマスガ、贅澤ト言ヘバ「ダイヤモンド」ト言ハレル其「ダイヤモンド」ガ、贅澤品ノ中カ味デアリマス

税率ノ中ニ入レテ、贅澤法ノ中ニハ「ダイヤモンド」ガ無クナルト云フコトハ、一寸レナイヤウニスルニハ、内地ノ贅澤品ヲ保護スル爲メダト云フヤウナ考ノアル時モアリマセウ、併シ此時勢ノ變化ニ依フテ、外國品ノ贅澤品ノミナラズ、國內ニ於テモ贅澤ト云フコトヲ、成ベク抑ヘテ行クト云フ必要モ、起ル筋モナイトハ限ラヌ、丁度今永久ノ方法トシテ、變ラナイ方法トシテ、何レノ時代ニ於テモ此贅澤法ト云フモノ、解釋ヲ定メテ、又其絕對ニ贅澤法ナド、云フモノハ、關稅ノ上ニ於テ廢止シタ方ガ宜イト云フ、永久的ニ斯ウ云フ一定ノ範圍ヲ決メル法律ヲ出スト云フコトハ、困難ナ問題デヤナイカト考ヘマス

○高橋國務大臣 是ハ私ノ知ツテ居ル範圍ニ於キマシテハ、却テ重稅ヲ課シテ置ケバ、ウニ承リマシタ、確カ佛蘭西デハ、是ハ無税ニナッテ居ルカト思ヒマスガ、我國方十割稅ニナルマデノ經過ヲ考ヘテ見マスト、或ハ五分デアルトカ、或ハ三割デアルト云フ

寧ロ稅ヲ輕クシテシマヘバ、密輸入ナドノ弊害ガ無クナッテ、相當ニ「ダイヤモンド」輸入ノ様子ガ能ク分リ、又稅モ相當揚ガル、斯ウ云フ考カラ除イタノデアリマス、尙ホ實情ニ關シ御必要ガアルカモ知レマセヌカラ、私ノ今言ウタ外ノコトハ、政府委員ヲシテ御答ヲ致サセマス

○石渡政府委員 只今大藏大臣ノ仰シヤツタ通りデアリマシテ、貴石タル「ダイヤモンド」ヲ贅澤品稅カラ省クコトハ、一見奇異ナ感ジガ致スノデゴザイマスガ、「ダイヤモンド」ヲ贅澤品ニ非ズト云フコトヲ、別ニ決メタ次第デハゴザイマセヌケレドモ、「ダイヤモンド」ヲ贅澤品關稅ニ置キマシテ、之ニ高率ナ課稅ヲ致シマス結果、ドウモ稅關行政上種々ノ弊害ガ出來ルノデゴザイマシテ、到底今ノ儘デハ行キ兼ネル、斯ウ存ジマシタノデ、今回改正案ヲ提案致シタ次第ゴザイマス

○太田委員 御答ノ要旨ハ、結局密輸入ヲ防グ爲ニ在ル、贅澤ナル觀念ニ付テノ問題トハ、別箇ニ御考ヘニナルト云フ意味ノヤ

ウニ承リマシタ、確カ佛蘭西デハ、是ハ無税ニナッテ居ルカト思ヒマスガ、我國方十割稅ニナルマデノ經過ヲ考ヘテ見マスト、或

経過ヲシテ來テ居リマシテ、密輸入ト云フコトハ、當然當時カラ想像サレタコトデゴザイマシテ、政府カラ頂戴シタ色々々ノ統計フ驚クベキ數字ヲ、掲ゲテ居ルノデゴザイマスガ、私ノ主トシテ御尋致シマシタ贅澤品ノ中カラ「ダイヤモンド」ヲ除クト云フコトハ、是ハ餘程大キナ問題デ、深ク御考ヲ願ヒタイト思フノデス、能ク承知シマセヌガ、吾々ノマダ政治生活ニ入ラヌ前ニ、斯ウ云フ贅澤關稅法ト云フモノガ出來タノデスガ、贅澤關稅法ノ丁度首ヲ取ッテシマツタヤウナ勘定ニナッタノデゴザイマスカラ、ドウカ私ノ言ツタ意味モ能ク御含ミヲ願ヒマシテ、先程大藏大臣ノ御言葉ノ中ニアリマシタ一般稅率改正ノ時ニハ、方針ヲシッカリ樹テラレマシテ、麥酒ガ贅澤品ノ關稅ノ中ニ入ッテ、「ダイヤモンド」ガ贅澤品ニナップテ居ナイト云フコトハ、其當時世ノ中ニ塑想ヘタル贅澤ヲ禁止スルヤウナ意味ノ考方トハ、法律ガ餘程急轉向ヲシテ居ルヤウニ思ヒマスゾデ、此點ハ篤ト御考ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、次ニ御尋致シタイノハ、半貴石ニ付キマシテ改正ヲ行ハナカッタ理由ハ、如何ナル點ニ在ルノデゴザイマセウカ、又貴石ト半貴石トノ區別ハ、技術上ノ

云フモノガ、半貴石デ「ダイヤモンド」トカ、「ルビー」トカ云フヤウナモノガ、貴石位ニ承知シテ居リマスガ、ソコヲ分リ易イヤウニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス
○谷口政府委員 只今太田サンノ御尋デゴザイマスガ、今回貴石ダケニ付テ特別ナ扱ヲシテ、半貴石ニ付テ、ソレト同ジ扱ヲ致シマセヌデシタ所ノ理由ト致シマシテハ、半貴石ハ貴石ニ較ベマスト、色合トカ又光澤トカガ劣リ、隨ヒマシテ一般ニ尊重サレマス程度ト云フモノガ、非常ニ貴石ヨリ劣ツ居ルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、隨ヒマシテ價格ノ如キモ、半貴石ト貴石トノ間ニハ非常ナ間キガアルヤウニ承知致シテ居ルノデゴザイマス、半貴石ト貴石トノ境目ハ、何處力ト云フ御尋デアリマスガ、是ハ御説ノ通りニ學問上明確ナル、是々ノモノハ貴石デアッテ、是々ノモノハ半貴石デアルト云フヤウナコトハ、ナイヤウニ承知シテ居リマスガ、ウ云フ風ナモノデアルト考ヘテ居リマス、即チ、「ダイヤモンド」「ルビー」「サファイア」「エメラルド」ト云フヤウナモノハ、是ハ著明ナ貴石デゴザイマスガ、其他「アレ

「スピネル」ト云フヤウナ種類ノモノデゴ
ザイマシテ、是等ノモノハ鑛物ト致シマシ
テノ性質モ、光度モ高ク、光澤モアッテ、身
邊裝飾用トシテ專ラ世人ノ尊重シテ居ル貴
石ト呼バレルモノデアラウト思フノデアリ
マス

○太田委員 序デニ其コトデ御尋致シマス
ガ、價ノ低イ高イト云フコトガ、大體ノ此
關稅定率ノ取扱上ノ區分ト云フヤウニ承リ
マシタガ、密輸入ナド、云フヤウナコトハ、
例ヘバ半貴石タル翡翠ナド、云フヤウナモ
ノニ付テハ、アリマセヌデアリマスカ、其
實績ハ如何デアリマスカ

○谷口政府委員 其點ハ半貴石ニ付キマシ
テモ、密輸入ハナイコトハナイノデゴザイ
マシテ、最近ノ調ニ於キマシテモ、貴石以
外ニ半貴石ニ於キマシテモ相當ナ密輸入ガ
アルノデゴザイマス、例ヘバ實數ニ付テ申
シマスト、昭和九年ニ於キマシテハ半貴石
ニ付キマシテモ、件數ガ十六件ゴザイマシ
テ、逋脫ノ關稅額ガ一萬一千圓ト云フコト
ニ計上致サレテ居リマス

ザイマスガ、本案ノ問題ノ重點ハ「ダイヤモンド」ニ在ルノデアリマシテ、主トシタ密輸入モ此「ダイヤモンド」ヲ繞リマシテ石ト云フコトヲ以テ、改正ノ眼目ニ致シマシタ、今御尋ノアリマシタ翡翠ニ付キマシテ、果シチ半貴石デアルカ貴石デアルカト云フ風ノ疑問ハゴザイマスガ、此翡翠ノ問題ニ付キマシテハ、從來多少扱ガ區々ニ瓦ツテ居タヤウデゴザイマスルガ、此翡翠ノ問題ニ付キマシテハ翡翠ノ問題ニ付キマシテハ、貴石トシテ扱フ積リデゴザイマス、左様御諒承ヲ願ヒマス

○太田委員 大體政府ノ御答辯ヲ諒承致シマス、貴石ノ分類方法ニ付テハ、國際聯盟デ以テ多年研究セル關稅率表ノ統一案ト云フモノガアルヤウニ承^テ居リマスガ、其案ニ於テハドウ云フヤウニ貴石ヲ御取扱ニナッテ居リマスカ、又我國カラハ此關稅率表ノ統一ヲスルニ付テ、委員ヲ送^テ居ラヌヤウニ思ヒマスガ、各國ノ斯^ウ云フ國際交通ガ盛ニナッテ來タ時ニ、取引上ノ關係カラ見マシテモ、サウ云フモノニ參加シ、委員ヲ送ルノガ結構カト思フノデアリマスガ、此點ニ付テ政府ノ御考ハ、如何デゴザイマ

○石渡政府委員 國際聯盟ニ於キマシテ、書ヲ出版致シテ居リマスコトハ、承知シテ居ルノデゴザイマスルガ、其詳細ニ至リマシテハ、只今一寸此處デ御答致兼ネルノデアリマスルカラ、一ツ明日マデ御待チ願ヒタイト存ジマス

○太田委員 次ニ燒酎類ニ付テ御尋致シマス、今回贅澤稅カラ除イテ、確カ一般稅表ノ重量稅一「リットル」一圓二二十四錢ニナルコト、記憶致シテ居リマスルガ、其範圍ハドウ云フコトニナッテ居ルデアリマセウカ、大正十三年勅令第百六十八號ニ依リマスト、贅澤稅ハ「別表第六六號ニ掲ケタル酒類中支那酒（蒸餾シタルモノ）ヲ除キ之ヲ朝鮮ニ施行」セラレテ居リマスルガ、燒酎類ト、蒸餾シタルモノ、支那酒トノ關係ハ、ドウナルデゴザイマセウカ

○石渡政府委員 今回燒酎類ト云フモノヲ省キマシタコトハ、是ハ先般御説明申シマシタ通り、燒酎ト申シマスルモノハ、非常ニ安イモノガゴザイマスノデ、十割課稅ヲ致シマシタ結果、却テ負擔ガ安クナル、サウ云フモノヲ防ぐ必要ガアリマスノデ、今回贅澤稅法カラ之ヲ落シマシテ、普通ノ關稅定率法ノ方ニ入レタノデゴザイマス、朝

鮮ニ賛澤稅法ヲ施行致シマス時分ニ、朝鮮ニ於キマシテハ直ニ此點ニ付キマシテ行違ヒヲ痛切ニ感ジタモノデゴザイマスカラ、支那酒ノ蒸餾シタモノト云フモノヲ、此贅澤稅法カラ省キマシテ、朝鮮ニ於キマシテハ施行シテ居ルノデゴザイマス、今回焼酎ハ是等ノ酒類ヲ外シマシタコトハ、此朝鮮ニ於テ施行シテ居リマスルコト、略、同様ナ效果ヲ擧ゲル爲メデゴザイマスルガ、併ナガラ法律的ノ言葉ト致シマシテハ、焼酎類ノ方ガ支那酒ヲ蒸餾シタルモノト申スヨリハ、少シ廣イカト思ツテ居リマス

○石渡政府委員 ソレハ「アルコール」ト致思ハレタヤウナモノハ「アルコール」ト致シマシタシ、又値段ガ相當高カルベキモノゴザイマス、併シ太田サンノ仰シヤルコトヲ、否定スル意味デハゴザイマセヌ
○太田委員 兎ニ角支那ト問題ガ面倒ナ時デゴザイマスカラ、ドウゾ其點ハ外交的ニ御注意願ヒタイト思ヒマス、序デニ「大正十三年法律第二十四號中左ノ通り改正ス」ト云フ法律案ニ付テ御聽キ致シタイノハ、「第六百二十一號ノ項一ヲ左ノ如ク改ム」トシテ、木材ニ對スル關稅ノ改正ガゴザイマス、是ハ本會議ニ於ケル大藏大臣ノ演説ノ中ニ於キマシテモ「關稅率ノ點ニ關シマシテハ、曩ニ關稅調查委員會ニ諮問致シマシタノデアリマシテ、其答申ニ基キ」ト斯ウ御話ニナツテ居リマス、併シ私共ノ聞イタ所デハ、關稅調查會ニ此案ガ載ステ居ラナカッタト云フヤウニ承知シテ居ルノデス、關稅調査會ニ掛ケル掛ケナイト云フコトハ、諸問機關ノ關係デゴザイマスルガ、掛ケタデゴザイマセウカ、掛ケナイデゴザイマセウカ、モウ一應承リタイト思ヒマス、更ニ政府委員ノ御説明ノ方デハ「木材ニ關シマシテハ、其記載方ヲ改正スル方ガ適當ト認メ

マシテ、今回字句ヲ修正スルコトニ致シタ
ノデアリマスト、單ナル形式的問題ノヤ
ウニモ見エルノデゴザイマスルガ、之ニ誤
リナイノデゴザイマセウカ

○石渡政府委員 此木材ノ問題ニ付キマシ
テハ、實質上關稅率ノ變更ト認メマセヌモ
ノデゴザイマスカラ、先達關稅調查會ヲ致
シマシタ時ニハ、付議致シマセヌデゴザイ
マシタガ、其時委員ノ方々ニハ、斯ウ云フ
モノモ取出スト云フコトハ、御報告致シマ
シタ、先般大藏大臣ノ本會議ニ於ケル御說
明モ、關稅率ニ關スルモノハ關稅調查會ニ
付議シテト、斯ウ申シタ筈デゴザイマス、
此木材ニ關シマシテハ、今日實行致シテ居
リマスコト、變ラナイ、即チ今日ノ條文ガ
良クナイト云フコトカラ致シマシテ、書換
ヘマシタ次第デアリマシテ、實際上實行致
シテ居リマスル所ノ事柄ト、關係ナイコト
デゴザイマスルカラ、隨テ關稅調查會ニ於
テモ、付議致サナカツタ次第デアリマス、左
様御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○太田委員 實行シテ居ル所ト變ラナイ所
ニ、少シ妙ナ感ジガスルノデゴザイマス、
是ハ隨分經緯モアリ、深キ歴史ヲ有ッタ條
項デゴザイマシテ、或ル意味ニ於キマシテ
ハ、御役所ノ方デ多少ノ過失ト申シマスカ、

間違カラ、斯ウ云フ現在ノヤウナ稅法ガ出行セズシテ、解釋上、無理ヲシテ居ルノデハナイカト云フ根本問題ニ、懸ツテ來ルノデス、關稅率ニ關係シナイト云フ意味デ、サク云フ御解釋ヲ爲サルト云フコトハ、少シノガ調査會ヲ通ルト云フコトハ、立法ノ大勢デゴザイマシテ、而モ可ナリ疑義ガアリ、可ナリ沿革ヲ持ツタ此條項ヲ改正スルニ付キマシテハ、篤ト委員ニ諒解セシメルノガ然ルベキカト私ハ思フノデアリマス、ソレニ致シマシテモ、現在ノ贅澤關稅ノ中ニ於キマシテ、當然贅澤關稅ヲ適用サレナケレバナラナイト思フ、例ヘバ此木材中ノ「ラワン」材等ニ付キマシテハ、實際ニ行ツテ居ルト云フ御言葉ノ方ハ、贅澤關稅ト見ナイト云フ解釋デゴザイマスカ、其點ヲモウ一應御尋ネ致シタイト思ヒマス

○石渡政府委員 此點ニ關シマシテハ、只今ノ條文ハ仰シャル通り、良ウゴザイマセス、ソレデ其當時ノ政府委員ガ議會ニ於テ説明サレマシテ、御協贊ヲ經マシタ時ニ於キマシテモ、今日取扱ツテ居リマス通リノコトヲ申上ゲマシテ、御協贊ヲ經タ次第デゴ

ザイマス、率直ニ申上ガマスレバ、條文ガ
惡ウゴザイマシテ、其通り實行致スコトヲ
於キマシテ條文ヲ改正致シマシテ、條文ト
實行トヲ正確ニ符合致サセタイ、斯ウ云フ
考カラ致シマシテ、改正案ヲ提出致シマシ
タ次第デゴザイマス

○太田委員 只今政府委員ノ御言葉ニ依リ
マシテ、端的ニ、今マデノ非ヲ改メラレテ、
改正サレタト云フコトハ、寧ロ結構ダト思
ヒマス、今マデ釐澤關稅ヲ課ケルコトノ出
來ナイモノヲ、釐澤關稅ノ中ニ入レテ置イ
テ、サウシテ實質上ハ之ヲ釐澤關稅デナイ
トシテ取扱タト云フ、其處ニ非常ニ無理ガ
アルノデゴザイマス、併シ法律ハ嚴格デナ
ケレバナラヌコト、産業界ニ深キ關係ヲ
有ツテ居ル定率法ノ事デゴザイマスカラ、ド
ウカ將來ニ對シテハ、十分御注意ヲ爲サル
ト共ニ、只今ノヤウナ率ニ關係無イカラ、
關稅調查會ニ掛ケナイト云フヤウナコトデ
ナク、斯様ナ問題ハ、當然關稅調查會ニ掛
ケルヤウニ、改メテ戴キタイト思フノデア
リマス、其次ニ御尋致シマスノハ、人造麝
香ニ付テニアリマスガ、是ハ嘗テ釐澤稅法
中ニ入ツテ居タモノデアリマシテ、後ニ至ツ
テ十割關稅品目カラ、除外サレタモノト考

○石渡政府委員 本品ハ大正十三年、贅澤
税ヲ課セラレタノデゴザイマスガ、御話ノ
通り翌十四年ニ至リマシテ、同税法カラ削
除セラレタノデゴザイマス、其當時ニ於テ
ハ、本品ハ本邦ニ於キマシテ生産ガゴザイ
マセヌデ、却テ之ニ重税ヲ課シマシタ結果
ハ、輸出品ニ對シマシテ非常ナ打撃ヲ與ヘ
ルト云フコトノ理由カラ致シマシテ、削
除致サレタモノデゴザイマス、併ナガラ今
日ニ於キマシテハ、既ニ内地ニ於テモ其製
品ヲ見ルニ至ッタノデゴザイマシテ、此程
度ノ引上デアリマスレバ、輸出ノ價格ニ於
キマシテモ、輸出ノ貿易ニ對シテモ、妨ゲ
ナキモノト認メテ居ル次第アリマス

○太田委員 次ニ「マグネシウム」ニ付テ
ノ事デゴザイマスガ、今回ノ改正ニ依ッテ
「マグネシウム」ヲ「マグネシウム及マグ
ネシウム」合金ニ改ムト云フコトニナッテ居
リマスガ、此「マグネシウム」合金ト云フ
ノハ、其中ニ「マグネシウム」ガドノ位含
ンデ居ルコトヲ要スルノデアリマスカ、寧
ロ含ンデ居ル「マグネシウム」ノ純粹ノ分

量ニ對シテ、課稅スルノガ適當ダト思フノ
ニアリマスガ、如何デアリマセウカ、此成
ニ於テ日本ノ關稅率ト云フモノハ、最大從
量主義ヲ採ッテ居ルヤウニ思ヒマスガ、矢張
サウナツテ居ルノデゴザイマスカ、其點ヲ御
尋致シマス

大キナ芽ニナリ、幹ニ成テシマフ時ニハ、
關稅ハ引クト云フノガ、論理デアリマスカラ、其時期ニ非常大切デアリマシテ、今日、月二百両モ出スヤウナ會社ガ出來テ居ルヤウナ譯デアリマスカラ、斯ウ云フ若芽ノ時ニコソ最モ早ク、最モ適當ナル方法ニ依ッテ、關稅率ヲ高メルヤウニ致ス——私ハ無暗ニ關稅ヲ高メテ、全部ノ產業ヲ保護スルト云フヤフナ考ハ有ツテ居リマセヌガ、若芽ノ時ト云フ政府委員ノ言ハレタ其時ガ、最モ大切デアリマスカラ、今日此時ニ於テ能ク政府ノ善處セラレンコトヲ希望シテ已マナイ次第デアリマス、此點ニ關シテ關聯事項トシテ倉元委員カラ質問シタイト云フコトデアリマスカラ一寸其點ヲ御讓り致シマス

○倉元委員 今太田委員カラ御質問ニナリマシタ點デ私モ御尋ネシタイ、今太田君御述ベノ如ク此工業ハ最モ我國デ重要ナ部門ヲ占メル工業ダト存ジテ居リマス、殊ニ此原料ニ乏シイ爲ニ國防上カラ考ヘマシテモ其他ノ重要工業ニ及ボス影響ガ甚ダ大デアル、今當局ノ御答辯ヲ承リマスルト、關係各省間ノ協議モ整ハナイシ、此手續ヲ執ル上ニ於テ其餘裕ヲ有タナカッタ、斯ウ云フ御答ノ御趣旨ノヤウデアリマスガ、丁度今度此關稅ヲ御改正ニナルノニ鐵ノ如キ大問題

ヲ私カラ言ヘバ突如トシテ隨分思切ッタ突飛ナ御改正ニナルダケノ御勇氣ガアルナラバ、此「アルミニユーム」ノ如キ重要ナル產業ハ今太田君御述ペノ如ク、御話ノ若芽ノ中ニ早ク培ツテ其發達ヲ引伸スト云フコトガ當局ノ御執リニナルベキ筋途ト思ヒマス、此議會中ニ或ハ此「アルミニユーム」ノ問題ハ、政府デ私共ノ積極的ノ考ヲ以テ進ム場合ガアルカモ知レマセヌ、サウ云フ場合ニハ政府ハ此議會ニ於ケル私共ノ意ヲ酌ンデ速ニ其事業ヲ完成致シマスルヤウニ御配慮ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、尙ホ政府ノ御考ヲ承ツテ置キタイ、商工大臣ニ願ヒマス

○町田國務大臣 先刻工務局長カラ御答シマシタ通り、商工省トシテハ、此問題ハ出來ルダケ内地ニ發達サセル考ヲ有ツテ居リマシタ、率直ニ工務局長カラ申上ゲマシタ通リ各省ノ間ニ、色々交渉ガアリマシテ結果此案ヲ出シマス時ニハ只今御話ノ事ヲ出ス時間ヲ得ナカッタコトヲ遺憾ト致シテ居リマス、只今御話ノ通り、此案ヲ審議スル際ニ、何カ適當ナ御意見ガアレバソレニ對シテ十分考慮シテ見タイト思ヒマス

○倉元委員 此關稅ニ依ッテ保護シテ之ヲ發達促スト云フコトノ必要ナルコトモ御確定ダケハアルヤウニ伺ヒマスカラ、私共ハ外國カラ輸入デモシナクテハナラヌデハナイカト云フヤウナ事ガ考ヘラレテ居ル位デアリマシテ、原料其モノ、當テモ付イテ居ナカッタノデアリマス、併シ原料ハ輸入シテデモ、兎ニ角精鍊ヲ完成スルコトガ非常ニ必要ナコトデアルト云フノデ、政府トシテ盡力モ致シ、又民間關係會社等ニ於テモ省ニ於テハ現大臣ノ御就任ノ數年前カラ此「アルミニユーム」ノ精鍊ヲ國內ニ於テ完成シテ、サウシテ輸入ヲ防ギ、同時ニ有時ノ「アルミニユーム」ノ精鍊ヲ完成シテ置キタイト云フ際ニ對スル準備ヲ完成シテ置キタイト云フ考ヲ以テ商工省自ラガ發動ヲ致シマシテ、非常ニ努力ヲ致シタ時代ガアルノデアリマス、現ニ政府委員モ此問題ニ御關係ニナッテ、能ク苦勞ヲサレテ居ルノデアリマスカラ私ガ御尋ネシナクテモ能ク御存ジノコトデアリマスガ、兎ニ角此「アルミニユーム」製造ノ完成ヲスル爲ニ有力ナル「メタレルイシングストリー」ニ關シタ會社ノ四社聯合トカ云フヤウナモノガ出來マシテ、サウシテ種々ノ研究ヲ致シ、其研究ノ内容其他ニ付テ政府カラモ或程度マデノ援助ヲ致シテ、サウシテ其精鍊ヲ完成スル様ニ致シタイトノ方デ提案ヲスルト云フコトガ新聞ニ載ッテ居タノデアリマス、所ガドウ云ウ理窟ノ方デ提案ヲスルト云フコトガ新聞ニ載ッカ、サウ云フ風ノ原案見タヤウナモノガ、新聞ニ洩レル位デアリナガラ、遽ニ提案サレル間際ニ至リテ、政府間ノ打合セガ十分ニ調ハナカッタカラ、其時ニ間ヲ有タナカッタ

「アルミニウム」工業ニ關係シタ、從來カラ
ノ商工省ノ非常ナル熱心ナル御盡力、御研
究ノ沿革カラ考ヘマシテ、サウ云フ關稅ヲ
考ヘルヤウナ時間ガナカッタト仰シヤルノ
ハ、少シ辻棟ガ合ハナイカノヤウニ考ヘル
ノデアリマス、ソレデ私ハ尙ホ一層、外ニ
此提案ノ出來ナカッタ原因ナルモノガ、存ス
ルノデハナイカト云フコトヲ考ヘルノデア
リマシテ、サウ云フ點ニ付テモウ少シハッキ
リシタ——政府ノ都合デ出來ナカッタト仰
シヤレバ、ソレ迄デアリマシテ、ソレ以上
ノ追及ヲシテモ、其通リデアルト云フコト
デアレバ、別ニ御答ヲ得ル譯ニハ參ラヌカ
モ知ラヌノデアリマスケレドモ、從來ノ沿
革、從來ノ歴史、又此工業ノ非常ニムズカ
シイト云フコトニ付テ、政府モ、單ニ商工
當局ノミナラズ、大藏當局モ十分ニ御存ジ
ノコトデアリマスカラ、既ニ工業ガ芽生エ
立ッテ居ルニ拘ラズ、保護關稅ヲ課スルト云
フコトヲ考ヘテ、途中デ御止メニナックト
云フコトニ付テハ、ドウモ相當ノ理由ガナ
クテハナラヌカノヤウニ思フノデアリマス
ガ、伺ヘルコトナラバ其沿革其他ニ付テ、
複藏ナキ御證明ヲ伺ヒタイト思ヒマス

ルヤウナ事情ガ、アッタ譯デハゴザイマセヌ、關稅ノ問題ハ御承知ノ通り常設的ノ調査會ガアリマシテ、ソコノ幹事會ト云フモノデ、殆ド年中問題ヲ研究シテ居ル譯デアリマス、色々ナ問題ヲ研究致シマスルシ、又幹事ノ中デ色々ナ意見ヲ出シマスノデ、サウ云フヤウナコトガ世間ニ色々洩レルト申シマスカ、傳ハルコトハ從來トテモ多イノデアリマス、「アルミニウム」ノ問題ニ付キマシテ、特ニ何カ別ノ理由ガアッテ、急ニ開際ニアッテ一應ノ原案ガ變更サレタト云フコトハゴザイマセヌ、唯「アルミニウム」ヲ幹事會デ問題ニ致シマシタノガ、實ハ議會開會ノ少シ前デアリマシタ、先程申上ゲマシタヤウニ、内地ノ生産事情ガ、最近ニナリマシテ見込ガ立ッタト云フ事情デアリマスガ爲ニ、幹事會ノ問題ニシマシタノガ、比較的新シノデアリマス、決シテ政府部内ニ於テ原案ガ一應極^{ヨリ}テ居^タタノガ、何カノ事情デ變ヘラレタト云フ格段ノ事情ガアル譯デハゴザイマセヌ、先程申上ゲマシタ通リ吾々當局ト致シマシテハ、此工業ノ確立ヲ圖リマス爲ニ、早晩關稅ノ改正ガ必要デアリマス、極メテ低イ稅デアリマスカラ、日本デタル機能ヲ發揮シテ居ラナイノデアリマス、現在ノ關稅ハ、御承知ノ通り保護關稅ノデ、現在ノ關稅ハ、早晩關稅ノ改正ガ必要デアリマス、極メテ低イ稅デアリマスカラ、日本デ

出来ルヤウニナリマシタナラバ、無論是ハ
「アルミニウム」ノ品質ノ問題ニナリマスト
云フト、隨分喧シイノデアリマシテ、日本
デ出來テ居リマスモノガ、或ル程度——マ
ア是デ宜カラウト云フ所迄ハ出來テ居リマ
スケレドモ、特ニ輕金屬ノ合金用ノモノト
致シマシテ、モウ一息ノ進歩ト申シマスカ、
技術ノ改良ヲ希望セラレテ居ルノデアリマ
ス、ソレカラ尙ホ生産數量等カラ申シマシ
テモ、マダ内地ノ需要ヲ充タシ得ルダケノ
能力ガ、今日アル譯デハナイノデアリマス
斯様ナ品質數量、暨ニ用途等ニ鑑ミマシテ、
需給ノ關係カラ申シマシテ、多少考慮ノ餘
地ガアルト云フ風ニ、關係當局ノ意見ノ一
致ヲ見マシタノデ、今回——只今申シマシ
タコトハ取消シマスガ、マダ今回引上ゲル
ト云フ所迄ノ結論ニ、達シナカッタト云フ
事情ニ過ギナイノデゴザイマス

第六類第九號 營業收益稅法中改正法律案委員會議錄 第二

云フコトハ、是ハ無論ノコトデアリマス、
生産額ガ十分デアレバ、關稅ナンカハドウ
デモ宜シイ、製品ノ立派ナモノガ十分澤山
ニ出来レバ、關稅ノコトハ考ヘナクテモ宜
シ、事實ニ於テ這入^フテ來ナイノデアリ
マス、ソレデ物ガ少シ位惡イ、或ハ生産高
ガ十分デナイカラ、ソレダカラ這入^フテ來
ル、ソレダカラ關稅ト云フモノガ、ソコニ
意味ヲ爲スヤウニナッテ來ルノデアリマス、
ソレデ内地ノ工業ヲ保護サレルト云フ趣旨
ガ、政府ノ方ニ於テオアリニナリ、又從來
カラ非常ニ「アルミニウム」工業ノ獨立ト云
フコトニ付テ、非常ニ商工當局及軍事當局
等ニ於テ、熱心ニ考ヘラレテ居^タト云フ
其熱意ガアリマスレバ、此際其原料ノ目當
モ著キ、製造方法ニ付テモ相當ノ見込^ガ著
クヤウニナ^タト云フ今日ニ於テ、多少ソコ
ニ不十分ナル點ガアルト云フコトガ、詰リ
外國品ト立派ニ、十分ニ競争ガ出來ルヤウ
ニナリ、生産ガ内地ノ需要ヲ充タスヤウニ
ナリマシタナラバ、關稅ヲ課スル必要ハア
リマセヌ、ソレハ唯法律ノ改正ダケデ、條
文、詰リ法律ノ體裁ダケノ話デア^フテ、事實

ニ影響ハ何モナイ、サウナタ以上ハ、關稅ヲ課スルト云フノハ、苟クモ工業ヲ保護スルト云フ立場ニ於テ課スルカ、或ハ收入ヲ得ル目的ヲ以テ課スルカ、兎モ角モ、ソコニ目的ガナクチヤナラヌ、今ノヤウナヤリ方デハ、此次ニ關稅ヲ改正サレルト云フコトガアリマシテモ、何ニモ役ニ立タヌト云フコトガ起リ得ルカモ知レヌノデアリマス、ソレデ能ク亞米利加アタリノ例ヲ採リマスガ、亞米利加ノ内地ノ工業ヲ發達セシムルガ爲ニ重稅ヲ課シテ——内地ノ需給關係ニ於テハ十分デナイニ拘ラズ、非常ナ高率關稅ヲ課シテ、内地ノ工業ヲ保護スルト云フコトヲ、亞米利加アタリデハ能クヤッテ居ル、ソレデ日本ニ於テモ内地工業ヲ保護獎勵シテ、之ヲ獨立サセヨウト云フ考ガアルナラバ、早キニ及ンデ關稅ヲ御課ケニナラケレバ、何ニモナラヌノデアリマス、ドモ、此機會ニ於テ少シ不十分ナ場合ニハ、進ンデ關稅ヲ課ケルト云フ御決心ヲ御付ケニナラナケレバ、工業ト云フモノハ發展シマセヌ、又收入ト云フモノヲ得ラレヌノデアリマス、ソレデ此機會ニ於テ更ニ申上ゲテ置キタインデアリマスガ、關稅委員會ノ

構成ニ付テハ、是ハ今迄斯ウ云フ無用ノ長物ハナイト云フノデ、關稅委員會ニ對スル非難ト云フモノハ、非常ニ激シカッタノデアリマス、大藏大臣モ御見エニナッテ居リマスガ、前ノ通常議會ニ其問題ガアッテ、關稅委員會ノ構成ヲ變ヘルト云フコトニ御約束ニナッテ、サウシテ議會ヲ通過シタヤウナコトモアッタノデアリマスガ、其後今日ニ至リマシテモ、關稅委員會ト云フモノハ矢張、ホンノ表面ヲ繕フダケノ、一ツノ機關デアリマシテ、實際ノ案ト云フモノハ幹事會ガ捨ヘル、其幹事會デ意見ガ一致シナクテ一人デモ反對ガアレバ、提案シナイト云フヤウナコトニナッテ居ル實狀デアルヤウデアリマスカラシテ、關稅委員會ハ唯、形式的ニ、其原案ニ對シテ贊否ヲ決シ、其贊否ヲ決スル、原案ハ關稅委員會ノ幹事ノ一人デモ反對ガアレバ提案サレナイ、協議ガ纏ラナイト云フノデ提案シナインデアリマス、サウ云フヤウナコトカラ、日本ノ關稅ト云フモノハ一つモ機宜ニ適シタ處置ヲ執ラレタコトハナイヤウニ、私ハ今日考ヘル位デアリマス、何時モ遲時キデ、關稅ヲ上ゲテモ何ニモ役ニ立タヌ、又下ゲテモ何ノ役ニモ立タヌト云フヤウナ場合ガ多イノデアリマスサウ云フコトカラ考ヘマシテ、ドウシテ

モ、私ハ斯ウ云フ問題ノ起ル度毎ニ感ズル
カ、色々ナ沿革トカ歴史トカニ拘泥セズニ、
大所高所カラ關稅ト云フモノヲ決定スル
ト云フコトガ必要ナ場合ガ、私ハ起ルト思
フ、ソレデ倉元君ノ御話ハ非常ニ含蓄ノア
ル御話デアッテ、ドウ云フコトヲ御考ヘニ
ナツデ居ルカ、ア、云フ婉曲ナ言ヒ表シ方
デハ私ニハ分リマセヌガ、私カラ率直ニ申
上ゲルト、斯ウ云フヤウナ場合ニ吾々トシ
テハ、進ンデ新シキ稅率ヲ設ケテ、新シキ課
稅物品ヲ殖ス位ノコトヲヤルヤウナ、意思
表示ヲスル必要ニ迫ラレルカモ知レヌト思
フノデアリマス、關稅委員會ト云フモノハ
無力デアッテ、幹事會ト云フモノハ一人デモ
反對ガアレバ、提案サレナイト云フヤウナ
慣例ニナツデ居ルヤウコトデハ、日本ノ工業
ノ發達進歩ニ寄與スルコトハ、出來ナイノ
デアリマス、又國ノ必要ニ應ジテ外國品
ヲ阻止シヨウト思ッテモ、出來ナイノデアリ
マス、サウ云フ點ニ付テ別ニ纏々タ質問ト
云フ意味デヤゴザイマセヌガ、普段私ノ抱
懷シテ居リマス所ノ意見ノ一端ヲ申述べ
テ、尙ホ更ニ當局トシテ今ノ工業保護ノ立
場ニ於テ、機宜ニ適スルヤウナ處置ヲ御執
リニナルトスレバ、何時御執リニナルコト

ガ出來ルカ、之ヲ一つ伺テ置キタイ

○高橋國務大臣 段々有益ノ御質問ヲ承

テ大變爲ニナリマシタ、關稅ノコトニ付

ハ一應御諒解ヲ得テ置キタイ、内地ノ製造

工業ヲ保護スル爲ニスルノカ、或ハ國家ノ

收入ヲ目的ニスルノカ、何レカト云フ御問

ヒガアリマシタガ、私ハ此關稅ト云フモノ

ハ、即チ物ニ依ッテ收入ノ爲ニ課スルノモア

ルシ、國產保護ノ爲ニ課スルノモアル、兩

様アルト思フ、ドツチニモ偏スルコトノ出

來ナイモノデアル、マダ我國ガ條約改正ノ

出來ナイ時分ニハ、頻ニ此關稅ノ課稅權ヲ

我國ニ得タイト云フノデ、時ノ大藏大臣松

方翁ガ非常ニ苦慮セラレタノデアリマス、

アノ時ハ總テ確カ條約ノ上ニ於テ、五分以

上ノ稅ヲ課スルコトハ出來ナカッタノデア

リマス、其時ニ苦慮セラレテ、關稅ヲ自由

ニ課スル權利ヲ得ルト云フコトニ努力セラ

レタ、其目的ハ確ニ國家ノ收入ヲ目的トシ

タノデアルガ、段々保護ノ必要ガ出來テ、

此關稅法ヲ國內産業ノ保護ノ爲ニ用ヒタコ

トモアル、今亞米利加ノ例ヲ御出シニナリ

マシタガ、亞米利加デモ、彼處ハ最モ保護

稅ニ力ヲ盡シタ國ニアリマス、丁度鐵道ノ

流行リ掛ケタ時代ニ、亞米利加デモ製鐵事

業ガ起々タ、御承知ノ通リ亞米利加ニハ石炭

モ鐵礦石モアリ、材料ハ總テ自國ニ產スル

ノデアル、而シテ其技術モ進ンデ、二三ノ

大イナル製鐵所ガ出來タ、ソレデ亞米利加

デ鋼鐵ヲ造ルヤウニナルト云フト、今度ハ

英吉利カラシテ、之ヲ叩キ潰サウト云フノ

ノガ、段々値段ヲ下グテ、遂ニ百弗近クマ

デ下ゲタ、ソレガ爲ニ亞米利加ノ製鐵所ハ

最早立行カナイト云フ立場ニナツタ、併シ此

製鐵所ヲ起シタ企業家ハ、是カラ益々鐵道ガ

發展シ、鋼鐵ヲ要スル場合ニ於テ、是ダケ

國ニ石炭モ鐵礦石ニモ富ンデ居ルノニ拘ラ

ズ、輸入品ヲ仰イデ居テハ大變ダト云フ考

カラ、二三ノ製鐵所ヲ起シタ、併ナガラ斯

ウ英國カラ、真逆百六十弗デ輸入シテ居ル

モノヲ、百弗マデ價ヲ落シテ競爭シテ來ル

トハ、誰モ想ヒ及バナカッタ、ソコデドウカ

保護シテ貰ヒタイト云フコトヲ、製鐵關係

ノ事業家カラ議會ニ請願ヲシテ居タガ、其

請願ガ容レラレルノニ、五箇年掛ケタ、ソレ

タノデアルガ、段々保護ノ必要ガ出來テ、

此關稅法ヲ國內産業ノ保護ノ爲ニ用ヒタコ

トモアル、今亞米利加ノ例ヲ御出シニナリ

マシタガ、亞米利加デモ、彼處ハ最モ保護

稅ニ力ヲ盡シタ國ニアリマス、丁度鐵道ノ

流行リ掛ケタ時代ニ、亞米利加デモ製鐵事

業ガ起々タ、御承知ノ通リ亞米利加ニハ石炭

考ヘル譯ニ行カナイ、其課稅ノ爲ニ、其物ヲ

使フ者ニ影響ガ行クト云フコトヲ考ヘナケ

レバナラヌ、ソレガ爲ニアノ國產保護ニ熱

心デアツタ亞米利加デモ、互簡年掛ケ漸ク

デハナイト思ヒマス

○田島委員 大藏大臣カラ色々教ヘラ受ケ

マシテ、私モ結局スル所大藏大臣ト同感デ

アリマスガ、其點ハ決シテ反對ヲ申上ダマセ

ヌガ、併シ亞米利加デサヘ五年掛ケタトカ

云フ先刻ノ御話デ、サウ云フヤウニ關稅ト

ナケレバナラヌト云フノデ、ソレデハ一頓

ゲテ持ケテ來レバ、運賃其他ニ於テモ損ヲシ

ニ付テ二十五弗ノ輸入稅ヲ課シタラ、國產

ガ發展スルダラウト云フノデ、漸ク議會ガ

五年目ニ其法律ヲ出シタ、是ニ於テ國ガ保

護スルト云フノデ、續々ト製鐵所ガ方々ニ

此「アルミニウム」ト云フモノハ既ニ五年モ

六年モ前カラ商工省モ考ヘ、大藏省モ考ヘ、

陸海軍モ考ヘテ居タ問題ナノデアリマス、

ソレデ今俄ニ起シタ問題デアレバ、大藏大

臣ノ御示シニナツタヤウニ考ヘルノデアリ

マスガ、既ニ七八年モ前カラ問題ニナツテ、

漸ク今日目鼻ガ付イテ、是デ愈々立派ナモ

ノニナルト云フ見込ガ付イタノデアリマス

カラ、亞米利加方五年掛ケテ決心シタモノ

ヲ、此際日本モ決心スルコトガ必要デハナ

イカト云フコトヲ、申上ゲテ居ル譯デアリ

マス、又關稅委員會ヲ決シテ私ハ貶ス譯デ

ハアリマセヌ、相當立派ナモノダラウト思

ヒマスケレドモ、日本ノ關稅制度ト云フモ

ノガ、今申上ゲマシ通リニ中々急場ノ間ニ

合ハナイ、何時モ後カラト行ケテ居ル

ノデアリマスカラ、之ヲ前カラノト行クヤウニ、一ツ御骨折ヲ願ヒタイト云フノガ、レデ「アルミニウム」ト云フモノハ、既ニ今日相當ナモノニナッテ居テ、是デ少シノ稅ガ茲ニ課ケラレルコトニナレバ、立派ニ獨立シ得ルト云フ見込ガ、立チ得テ居ルノデハナイカト思ヒマスカラ、ソレデ今マデ非常ニ熱心ニ研究サレテ、此産業ヲ保護スルト云フ立場カラ、政府當局ハ成ベク速ニ此決定ヲ願ヒタイ、一人デモ反対ガアッタラ國策ハ行ハレヌト云フヤウナコトデハ、是ハ關稅委員會ノ幹事會ト云フモノガ、國家ニ禍ヒシテ居ルト云フコトニナルノデアリマス、ソレデドウカサウ云フ點ヲ政府トシテ御注意ヲ願ヒタイノト、又議會トシテノ立場カラ、國家ノ急ニ應ズルガ爲ニハ新シク課稅品ヲ捨ヘテ、稅率ヲ設ケルト云フコトヲ、委員會デ修正スルヤウナ意見が出ルノモ、是ハ已ムヲ得ナイト思フノデアリマス、今ノヤウナ時勢ニ應ジナイ、急場ニ應ジナイト云フヤウナコトデアレバ、サウ云フヤウナ意見モ出得ルモノト思フノデアリマスカラ、其點ヲ考慮致シマシテ、老婆心ニ御注意申上ゲル次第デアリマス、私ノハ牽聯

質問デアリマスカラ、餘り長クナリマスト失禮デスカラ、是デ終リマス

○松村委員 關聯事項デ簡單ニ申上ダメ

ス、「アルミニウム」ガ幸ニ問題ニナッテ居リ

マスガ、手取早ク結論ヲ申上ダマスレバ、商工省ノ尙ホ一段ノ努力奮勵ヲ要望スルト

共ニ、大藏省ハモウシシ産業ニ理解ト勉強ヲ願ハナケレバ、此問題ハ片付カナイト思

フ、内輪ノ話ヲ申上ゲル必要ハナイガ、是ハ昨年モ單行法ヲ以テ「アルミニウム」保護法ヲ出スヤウニ、アレ程努力シタニモ拘ラズ、大藏省ノ理解ナキ爲ニ遂ニ葬リ去ラレタノデアル、而シテ當時ノ單行法ト云フモノハ、所謂伸縮關稅又ハ租稅其他ニ付テ特殊ナル保護ヲ加ヘルニ非ズンバ、日本ノ「アルミニウム」工業ハ確立シナイ、此工業ヲタノデアル、而シテ當時ノ單行法ト云フモノハ、所謂伸縮關稅又ハ租稅其他ニ付テ特殊ナル保護ヲ加ヘルニ非ズンバ、日本ノ「アルミニウム」工業ハ確立シナイ、此工業ヲ

確立サセルニハ特別單行法ヲ布ク必要アリト云フノガ、商工省ノ持論デアッタ、唯伸縮關稅ト云フ名前ヲ大藏省ハ嫌フガ爲ニ、此問題ハ遂ニ葬リ去ラレテ、今日ニナッテ居レバナラヌ、是ハ極端ニ申シマスレバ商工省、大藏省ガ實際ノコトヲ考慮スルコトニ注意ガ足リナイカラ、斯ウ云フ現狀デアル、他方ニ「メロントラスト」ガ、今日歐米ヲ風靡シテ居ル、「ソヴィエト」ノ「アルミニウム」工業マデ「メロントラスト」ノ支配ヲ受ガ尙ホ十分デナイト云フコトヲ言テ居ラヌコトハ「アルミニウム」ガ、品質竝ニ數量レマスガ、之ヲ十分ニスル爲ニ、適當ナル保護ガ必要デアル、今日ハ「インゴット」

保護ガ必要デアル、是デ少シノ稅立シ得ルト云フアルガ、茲ニ能ク考ヘナケレバナラ

スコトハ「アルミニウム」ガ、品質竝ニ數量

ガ尙ホ十分デナイト云フコトヲ言テ居ラ

スコトハ「アルミニウム」ガ、品質竝ニ數量

ガ尙ホ十分デナイト云フコトヲ言テ居ラ

スコトハ「アルミニウム」ガ、品質竝ニ數量

ガ尙ホ十分デナイト云フコトヲ言テ居ラ

スコトハ「アルミニウム」ガ、品質竝ニ數量

ガ尙ホ十分デナイト云フコトヲ言テ居ラ

スコトハ「アルミニウム」ガ、品質竝ニ數量

ガ尙ホ十分デナイト云フコトヲ言テ居ラ

スコトハ「アルミニウム」ガ、品質竝ニ數量

ガ尙ホ十分デナイト云フコトヲ言テ居ラ

ガ「スクラップ」ニ對シテハ、僅カ五分、殆ド無稅ニ近イ狀態デアル、從テ寧ロ「スクラップ」ノ形デ大分ノ「アルミニウム」ハ、

日本ニ輸入サレテ居ル、殆ド無稅ニ近イカラ、斯ウ云フ形デ「アルミニウム」ガ入ヅテ

來テ居ル、所ガ「スクラップ」デ入ヅテ來テ、

ラ、斯ウ云フ形デ「アルミニウム」ガ入ヅテ

來テ居ル、所ガ「スクラップ」デ入ヅテ來テ、

其精鍊良好ナラヌ故、稍モスルト「アルミニウム」ノ製造品ガ惡クナル、本當ニ優良

ナ「インゴット」デ入ヅテ來ナイ、「スクラップ」デ入ヅテ來ルカラ、動モスレバ日本

ノ製品ガ粗製濫造ニナル虞ガアル、日本ノ

「アルミニウム」工業確立ハ、從テ「アルミニウム」ヲ使フ製品ヲ、モット優良ナラシム

ル所以デアルカラ「アルミニウム」關稅、殊

ニ「スクラップ」ニ對スル關稅ヲ考慮シナケ

此點ハ兩省ニ向ヅテ特ニ今カラウト思ヒマス

シタイト思ヒマス、何レ此問題ハ他ノ諸君

テモ關稅其他ニ付テ、深甚ナル考慮ヲ煩ハ

ノデアルカラシテ、「アルミニウム」ニ對シ

間ヲ短縮スルト云フ自由サヘ、與ヘテ居ル

ノデアルカラシテ、「アルミニウム」ニ對シ

テモ關稅其他ニ付テ、深甚ナル考慮ヲ煩ハ

シタイト思ヒマス、何レ此問題ハ他ノ諸君

テ、サウシテ此問題ヲ解決願ヒタイト思ヒマス

日本ニ對シテ、日本ノ「アルミニウム」ノ芽生ヲ摘マンガ爲ニ、今日伸縮自在ナル値ヲ定メテ居ルノデアルカラ、ドウシテモ速ニ對策ヲ樹立シナケレバナラヌ、此問題ヲ解決スル爲ニハ、大藏省並ニ商工省デ、伸縮

關稅ガ嫌ナラバ、關稅ヲ何カ調節スル方法ヲ講ズベキモノデ、既ニ貿易調節法モ出來居リ、又今回ノ鐵ノ如キハ勅令ヲ以テ期

テ居リ、又今回ノ鐵ノ如キハ勅令ヲ以テ期

ルカラ、其間ニ於テ既ニ「メロントラスト」ハ

ザイマスカ、其點ノ御説明ヲ承リタイ

○谷口政府委員 只今問題ニナッテ居リマスア麻布ハ、或ル單位面積ノ重サト、ソレカラ緯済ノ絲數ニ依リマシテ、或ル範圍ノモノヲ特別ニ輸出品ノ原料デアルカラト云フ理由ニ依リマシテ、無税ニシテアルノデゴザイマス、ソレヲ今回無税ヲ止メマンテ、元通りニ一般亞麻布ト同様ニ課税スルノデゴザイマスガ、是等ノ品物ニ付キマシテハ、内地ニ於キマシテ生産モ出來始メテ居ルカノヤウニ承知致シテ居リマス、其情況ヲ見マシタ上デ、一般亞麻布——今回無税ニナッテ居リマスヤウナ種類ノモノニ對スル所ノ税率ノ適否ノ問題ハ、將來其生産ノ推移ヲ見マシタ上デ、更ニ適切ニ考慮スルコトガ適當デアルト考ヘテ居ル次第ゴザイマス

○太田委員 大變地味ナ話バカリデ、同僚諸君ニ恐縮致シマスガ、モウ少シデゴザイマス、最近硫酸ノ製法ガ、鉛室法カラ接觸法ニ移ッテ來ルト云フヤウナコトニ鑑ミマシテ、今回「ヴァナヂウム」ノ觸媒ヲ無税ニセントスルノハ、洵ニ適當デアルト思ヒマス、併シ「ヴァナヂウム」自體ハ有税デアリマスガ、私ノ考デハ、モウ無税ニシタ方ガ宜イデハナイカト云フ感ジモ致シマスノ

○谷口政府委員 只今「ヴァナヂウム」ノ觸媒ヲ無税ニスルニ付テハ、「ヴァナヂウム」其モノノ稅金ガドウナッテ居ルカ、有税デアルナラバ無税ニスル方ガ宜イデハナイカト云フ趣意ノ御質問ハ拜承致シマスガ、「ヴァナヂウム」自體ハ、只今ノ所デハ藥品トシテ參ル場合ニハ大體二割、金屬トシテ參ル場合ニハ大體一割ノ有税ニナッテ居リマス、併シナガラ「ヴァナヂウム」觸媒ト云フモノガ、將來日本ニモ出來ルヤウニナリマシテ、其原料ノ「ヴァナヂウム」ヲ入レナケレバナラスト云フヤウナ時代ニ立到リマシタ時ニハ、原料デアル所ノ「ヴァナヂウム」ニ付キマシテモ、現在ハ有税ニナッテ居リマスケレドモ、原料トシテ必要トナレバ、之ヲ無税トスルコトガ適當デアルカドウカヲ考ヘナケレバナラヌ、斯様ニ只今ノ所デハ考ヘテ居リマス

○太田委員 其點ニ付キマシテハ、私ノ考ガ間違ナイトシマシタナラバ、現ニ請願モ出テ居ツタヤウニ記憶致シマスノデ、然ルベク御考ヲ願ヒタイト思ヒマス、其次ニハ出来タモノニアリマシテ、ソレヲ行政慣例等ニ依ツテ補ツテ居リマス、我國ノ經濟發達ノ事情カラ見マシテモ、大分改正スペキ點ガ多イヤウニ考ヘラレルノデアリマシテ、即チ元ハ海ヲ本位トシテ關稅取締ト云フモノハ出來テ居リマスガ、今日ニ於キマシテハ關稅モ統一サレテ、陸續キノ國境モ持テ居ルヤウナ譯デアリ、加フルニ航空事業ノ發達等ニ依リマシテ、外國カラノ貨物ノ空ヨリスル輸入モ起リツ、アルヤウナ情況

○太田委員 政府委員カラドウゾ大藏大臣ニ御傳ヘニナリマシテ、此次出ラレタ時ニ御答フ願フヤウニ致シマシテ、私ハ、質問ヲ續ケマス、今度ノ關稅法ノ中ノ改正ハ、極ク僅カシカアリマセヌガ、貴石ニ付キマシテ罰金又ハ科料ヲ、原價ノ三倍トシテ居ルノハ、贅澤法ノ施行セラレル當分ノ中ノミニムノカ、又ハ永續シテ右ノ如ク施行スルモノデアルカ、此點ヲ承リタイト思ヒマス

○太田委員 關稅法ノ改正デ、貴石ニ對スル罰則ヲ引上ゲマスコトニハ、當分ノ中デゴザイマセズ、永久ノ積リデゴザイマス

○太田委員 サウアルベキコト、存ジマス、モウ一つ御尋致シタイノハ、關稅法ト云フモノハ申上ゲル迄モナク、大變大マカニ出來タモノニアリマシテ、ソレヲ行政慣例等ニ依ツテ補ツテ居リマス、我國ノ經濟發達ノ事情カラ見マシテモ、大分改正スペキ點ガ多イヤウニ考ヘラレルノデアリマシテ、即チ元ハ海ヲ本位トシテ關稅取締ト云フモノハ出來テ居リマスガ、今日ニ於キマシテハ關稅モ統一サレテ、陸續キノ國境モ持テ居ルヤウナ譯デアリ、加フルニ航空事業ノ發達等ニ依リマシテ、外國カラノ貨物ノ空ヨリスル輸入モ起リツ、アルヤウナ情況

デゴザイマスカラ、斯ウ云フ色々ノ點ヲ見

マスルト、關稅法ノ中ニ適當ナル改正ヲ加
ベキ時機デハナイカト、私ハ考ヘルノデ

ゴザイマスガ、此點ニ付テ政府ハドウ云フ御
考ヲ有ッテ居リマスルカ、政府委員ノ方々ノ

ゴザイマスガ、此點ニ付テ政府ハドウ云フ御
考ヲ有ッテ居リマスルカ、政府委員ノ方々ノ

御意見モ承リタイシ、又大藏大臣ノ此次御

出ニナル時ノ御答モ、承リタイト思ヒマス、

序ニ申シマスルガ、實質問題トシマシテモ、
罰金ニ付キマシテ伺ヒマスガ、罰金ノ方ガ

非常ニ少クテ、沒收品ノ附イテ居ル場合ニ、
沒收品ノ値段ノ方ガ非常ニ高クナッテ居リ

マスノハ、制裁ト致シマシテモ公平ヲ缺ク
ヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、元關稅法

ノ出來タ當時ト今日トハ、價格經濟ノ上ニ
於テ非常ニ變化ヲシテ居リマスノデ、斯ウ

云フ點モ御考ヲ願ヒタイト思ヒマス、モウ
何處ノ國デモ大變發達シテ居ル進出稅關デ
ス、滿洲國ニ行ク品物ヲ、内地デ以テ既ニ檢

査ヲシテ出スト云フヤウナ方法、又向フカ
ラ出ス品物ニ付テハ、向フデ、検査ヲスルト
云フヤウニ、便宜ヲ圖テ行ツタナラバ、日

満ノ經濟ノ發達モ好クナルノデハナイカ、
私ノ承々タ所ニ於テハ、郵便ニ付キマシテハ
大連デ内地ニ入ル物ノ課稅ヲ、便宜上ヤッテ

居ラレルト云フコトデ、一方的デアリマス
ルガ、進出稅關ノ變形ト致シマシテ洵ニ結構
ナコト、思フノデアリマス、兩國ノ貿易ヲ
密接ニシナケレバナラヌ時ニ、稅關ト云フ
關所ガ厄介ナモノニナッテ、寧ロ是ガ妨ゲト
ゴザイマシテ、然ルベキ方法ニ依ツテ、此進
出稅關ノ方法ナドモ加味サレテ、關稅法ヲ
改正サレタラドウカト思フノデゴザイマス
ガ、政府ニ於キマシテハ此關稅法ヲ改正ス
ル御考ガアルカドウカト云フコトヲ、承リ
タイト思フノデアリマス

○石渡政府委員 關稅法ノ改正ニ付キマシ
テハ、御說ノ如ク改正ヲ要スル點ハ、相當
アルモノト思フノデアリマス、併ナガラ是
ハ何レモ根本法デゴザイマスノデ、慎重攻
究スル必要ガアルト思フ、隨ヒマシテ今回
其他ノ點ニ關スル關稅法ノ改正ヲ提案スル
コトハ、間ニ合ヒマセヌ譯デゴザイマスガ、
將來十分改正ヲ施ス點ニ付キマシテ、攻究
シテ見タイト存ジテ居リマス、又只今國境
稅關ノ御話ガゴザイマシタガ、國境稅關ノ
問題ニ付キマシテモ、是亦極メテ慎重ニ攻
究スベキ他ノ問題ヲ有ッテ居ルト思フノデ
アリマス、隨ヒマシテ他日是等ノ點ニ付テ
出稅關ノ方法ナドモ加味サレテ、關稅法ヲ
改正サレタラドウカト思フノデゴザイマス
ガ、政府ニ於キマシテハ此關稅法ヲ改正ス
ル御考ガアルカドウカト云フコトヲ、承リ
タイト思フノデアリマス

○石渡政府委員 關稅改正ニ付キマシ
テ居ルノニ關聯シテ考ヘタコトデア
リマスガ、是亦支那ニ於ケル重要ナ問
題デアルト思フノデ、政府ニ於キマシテモ、
サウ云フ點ヲ御考慮ノ一端ニ加ヘテ戴キタ
イト思フノデアリマス、私ノ鐵以外ニ關ス
ル質問ハ、此程度ヲ以テ一應打切りマス
○川島委員 最初ニ關稅改正ニ對スル大藏
省ノ、根本方針ヲ伺ヒタイノデアリマス、
從來關稅ノ改正ニ付テハ、大藏省ニ於テハ
相當ニ手重ク取扱ハレテ、容易ニ關稅改正
ヲシナイ方針ノヤウニ、私共承ツテ居ツタノ
正ニ付キマシテハ隨時其必要ヲ生ジタ時ニ
改正シテ行キタイト思フテ居リマス

○川島委員 私共ハ全ク只今ノ政府委員ノ
御答辯ニ同感デアリマシテ、成ベク關稅改
正ハ手輕ク經濟界ノ狀態ニ應ジテ、ドシド
シ御改正アランコトヲ希望シテ置キマス、
次ニ海軍省ノ政府委員ニ伺ヒマスガ、先程
此委員會デ「アルミニウム」ノ關稅ニ付テ質
問應答ガアリ、其際ノ商工省竝大藏省ノ御
答辯ニ依ルト「アルミニウム」ノ關稅ニ對シ
テハ、相當考慮シテ居ルガ、未ダ各省間ノ
協議ガ纏ラヌカラ、今回提案ニ至ラナカッ
タ、斯様ナ御説明ガアリマシタガ「アルミ

○太田委員 私ハ最近ノ貿易情況ニ付キマ
シテ、一寸面白イコトヲ思ツテ見タイノデ
アリマス、ソレハ大阪ノ貿易額ト云フモノ
ガ、今ハ第一ニナッテ來タカト思ヒマス、是
ハ今年ニ入ッテカラノ現象ト思ヒマスガ、ソ
レガ矢張滿洲國トノ關係ニ於テ、非常ニ注
意サレルヤウニ思ヒマシタノデ、丁度

郵便物ニ付テ、大連デサウ云フ取扱ヲ
シテ居ルノニ關聯シテ考ヘタコトデア
リマスガ、是亦支那ニ於ケル重要ナ問
題デアルト思フノデ、政府ニ於キマシテモ、
サウ云フ點ヲ御考慮ノ一端ニ加ヘテ戴キタ
イト思フノデアリマス、私ノ鐵以外ニ關ス
ル質問ハ、此程度ヲ以テ一應打切りマス
○川島委員 最初ニ關稅改正ニ對スル大藏
省ノ、根本方針ヲ伺ヒタイノデアリマス、
從來關稅ノ改正ニ付テハ、大藏省ニ於テハ
相當ニ手重ク取扱ハレテ、容易ニ關稅改正
ヲシナイ方針ノヤウニ、私共承ツテ居ツタノ
正ニ付キマシテハ隨時其必要ヲ生ジタ時ニ
改正シテ行キタイト思フテ居リマス

○川島委員 私共ハ全ク只今ノ政府委員ノ
御答辯ニ同感デアリマシテ、成ベク關稅改
正ハ手輕ク經濟界ノ狀態ニ應ジテ、ドシド
シ御改正アランコトヲ希望シテ置キマス、
次ニ海軍省ノ政府委員ニ伺ヒマスガ、先程
此委員會デ「アルミニウム」ノ關稅ニ付テ質
問應答ガアリ、其際ノ商工省竝大藏省ノ御
答辯ニ依ルト「アルミニウム」ノ關稅ニ對シ
テハ、相當考慮シテ居ルガ、未ダ各省間ノ
協議ガ纏ラヌカラ、今回提案ニ至ラナカッ
タ、斯様ナ御説明ガアリマシタガ「アルミ

ニウム」ハ御承知ノ如ク、重要ナ軍需品デ、

海軍トシテハ相當ノ分量ヲ御使ヒニナッテ

居ルノデアリマスガ、現在日本デ造ラレツ
ツアル「アルミニウム」ノ規格ガ、軍需品ニ
適合シ得ルモノカドウカト云フコトヲ、先
づ伺ヒタイノデアリマス

○村上(春)政府委員 我國ノ「アルミニウ

ム」工業ハ、今始メタ所デアリマシテ、海軍

デ要求致シテ居ルヤウナ品質ノモノハ、今

試験的ニ造ラセテ居リマスガ、希望通リノ

モノガ出來ルカドウカ、暫ク時機ヲ見ナイ

ト確定シナイト思フ状態デアリマス、今ノ

所デハマダ全然我國ノ「アルミニウム」工

業ニ、信賴シ得ルト云フマデニ達シテ居ナ

イ状況デアリマス

○川島委員 此兩三年海軍省デ御使ヒニ

ナフテ居ル「アルミニウム」ノ數量、是ハ海軍

工廠デ御買上ニナルモノト、又民間工場デ

海軍ノ軍需品トシテ御使ヒニナッテ居ル分

量、其中内地品ガドレ程、輸入品ガドレ程

ト云フコトガ御分リニナレバ、御示シヲ願

ヒタイト思ヒマス

○村上(春)政府委員 只今海軍デ使ツテ居

ル「アルミニウム」ノ内地ニ於ケル購買量、

外國ニ於ケル購買量ハ、只今ノ所デハ殆ド
全部外國品ヲ使ツテ居リマス、試験的ニ若干

二三ノ會社ニ、極ク少量ノ註文ヲ致シテ居

ル程度デアリマス

○川島委員 斯様ナ重要ナ軍需品デアルカ

ラ、海軍ニ於テモ相當ノ助成ノ方法ヲ御採

云フ條件デ、獎勵方法ヲ採ツテ居ルト云フヤ

リニナッテ居ルト考ヘマスガ、例ヘバ特定ノ

工場ニ對シテ、相當ノ分量ヲ買上ゲルト云

フ條件デ、或ル種ノ設備ヲ命ズルコトモア

リ得ルト思ヒマスガ、サウ云フ方法ヲ御採

リニナッタコトガアリマスカドウカ

○村上(春)政府委員 直接補助ノ爲ニ金ヲ

ヤルトカ、サウ云フコトハヤツテ居リマセ

ヌガ、無論是ハ重要產業デアリマシテ、海

軍トシテハ一日モ早ク此「アルミニウム」工

業ガ、國內ノ需要ヲ滿足サセル程度ニ達ス

ルコトヲ祈ツテ居リマス、ソレデ今現ニ出

來テ居る會社ニ對シテハ、技術方面其他ニ

於テ出來ルダケノ援助ヲシテ、出來ルダケ

早ク海軍ガ要望シテ居リマスヤウナ規格ノ

モノガ、出來ルコトヲ望ンデ居リマス、ソ

レデ海軍デ用ヒル物モ規格ガ色々アリマシ

テ、非常ニムヅカシイ九九%以上ノモノガ

大部分デアリマスガ、ソレ以下ノモノモ相

當アツテ、是等ノモノニ付テ先づ試験的ニ造

ラセ、段々規格ノムヅカシイモノニ進ンデ、
現在試験的ノ製造ヲヤラセテ居リマス、今

日我ガ海軍ガ「アルミニウム」工業ニ對シテ
力ヲ入レテ居ル方法、程度ハ其程度ノ方法
デヤツテ居リマス

○村上(春)政府委員 海軍ト致シマシテ
御話ハ分リマシタガ、相當數量買上ゲルト
云フ條件デ、獎勵方法ヲ採ツテ居ルト云フヤ

ウナコトハナイノデアリマスカ

○川島委員 技術的援助ヲシテ居ルト云フ

御話ハ分リマシタガ、相當數量買上ゲルト
云フ條件デ、獎勵方法ヲ採ツテ居ルト云フヤ

リニナッテ居ルト考ヘマスガ、例ヘバ特定ノ

工場ニ對シテ、相當ノ分量ヲ買上ゲルト云

フ條件デ、或ル種ノ設備ヲ命ズルコトモア

リ得ルト思ヒマスガ、サウ云フ方法ヲ御採

リニナッタコトガアリマスカドウカ

○村上(春)政府委員 或ル程度ノ試験的購

買ハ、現在ヤツテ居リマス、併シ是ハ程度

問題デアリマシテ、吾々ハ先づアノ程度デ

現在試験購買ヲヤツテ行ケバ、相當此事業ノ

上ニ於テモ貢獻シ得ルト思ツテ居リマス

○川島委員 海軍省トシテハ軍需品ノ立場

カラ、日本ノ内地生産品ガドノ位マデ出来

付キニナッテ居リマスカ、若シ付イテ居ル

レバ、先づ國防上安全ダト云フ目途ガ、御

付キニナッテ居リマスカ、若シ付イテ居ル

ナラバ其數量ヲ伺ヒタイ

○村上(春)政府委員 我ガ國內ニ於ケル

「アルミニウム」產額ガ、ドノ程度ニ達シタ

場合ニ、國防上心配ガナクナルカト、斯ウ

云フ御尋ダト思ヒマスガ、是ハ今私一寸御

答致シ兼ネマス

○川島委員 端的ニ御伺スルノデアリマス

ハ、先程カラ色々申シテ居リマスルヤウニ、

「アルミニウム」ノ產額ハ、需要ノ額ニ對シマ
シテ非常ニ少イ額デアリマシテ、又其品質
ニ於キマシテモ外國品ト較ベテ、相當見劣
リノスルモノガ多イノデアリマスカラ、今
直ニ關稅ヲ上ゲラレマスルコトハ、需要者
側ニ居リマスル海軍トシテハ、相當ナ苦痛ヲ
感ズル次第デアリマス、ソレデ其點カラ吾
吾ハマダ時期尙早デハナイカ、斯ウ云フ風
ニ考ヘテ居リマスルガ、此問題ハ尙ホ他ノ
方面ニモ考慮ヲ要スル點モアリマスノデ、
尙ホ十分研究ハ致シテ見タイト思ツテ居リ
マス

○村上(春)政府委員 私ハ只今ノ海軍省經理局長ノ
考トハ、多少違フノデアリマシテ、相當ニ
積極的ニ保護ヲ加ヘテ、成ベク「アルミニ
ウム」工業ノ完成ヲ圖ルコトガ、日本ノ軍
需品ノ爲ニ最モ必要デアリ、國防ノ爲ニモ
必要ダト、斯様ニ考ヘマス、其意味カラ申

シマスレバ、關稅ヲ設ケテ「アルミニウム」
工業ヲ保護シテ行ク、一方ニ於テハ色々ナ
方法ヲ以テ之ヲ助長發達セシムルト云フコ
トガ、宜イト思フノデアリマスルガ、之ニ

付テ海軍デハドウ云フ風ニ御考ニナツテ居
リマスカ

リマスカ

○村上(春)政府委員 御尤ノ御話デアリマ
シテ、一方國內産業ヲ獎勵スル爲ニハ、相當

ノ方策ヲ講ジテヤル必要ハ、無論アルト思ヒマス、唯併シ其時機、其程度ハ、是ハ餘程慎重ニ考ヘナケレバナラヌト思ヒマス、

致シマシテハ、今ノ所ハ需要者側ノ立場カラ申シマスト、殆ド大部分ハマダ海外カラ取ラナケレバナラヌ状態デアリマスカラ、今關稅ヲ上ゲラレルト云フコトハ、製艦費、

○川島委員 海軍ヲ代表シテ御答辯ニナツ
テ居ルノガ、經理局長デアリマスカラ、主ト
シテ豫算ヲ使フ立場カラ、今ノヤウナ御答
辯ガアルノダラウト考ヘマスガ、私共ハ海
軍全般カラ御考ニナリマシテ、寧ロ此際保
護關稅ヲ設ケル一方ニ於キマシテ、「アルミ
ニウム」ノ工業ヲ助長スル爲ニ、種々ナル
援助ヲ與ヘルト云フコトガ、最モ國防上適

當デハナイカト考ヘルノデアリマスカラ、
關係當局トモ御相談ヲ願ヒタイト思フノデ
アリマス、斯様ニ申上ゲル所以ノモノハ、
先程委員ノ倉元君カラモ御話ガアツタノデ
アリマスルガ、或ハ積極的ニ議員側カラシ
テ「アルミニウム」關稅ニ對シテ、何等力
ノ發意ガアル場合モアルカモ知レナイノデ
アリマスルカラ、サウ云フ時ニ處スル爲ニ、
豫メ御研究アランコトヲ今カラ御希望ヲ申
上ゲテ置キマス「アルミニウム」ニ對スル
質問ハ是ダケニシテ置キマス、次ハ砂糖ノ
問題ニ付テ、大藏省ニ御伺ヒ致シタイノデ
アリマスケレドモ、先般本會議ニ本案ガ上
程ニナリマシタ際ニ、議員ノ質問ニ對シテ、
當時大藏政務次官カラシテ、砂糖關稅ノ引
ベキ時代ヲ經過シテ居ルノデアツテ、今日
ハ需要者ノ立場カラ、相當ニ考慮シナケレ
マシタ、現在日本ノ糖業界ハ、既ニ保護ス
ベナラナイ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、例
ヘバ、菓子製造業ノ如キニ致シマシテモ、
モウ少シ砂糖ガ安いナラバ、相當ニ輸出ガ
出來ルニ拘ラズ、砂糖ガ高イ爲ニ今日輸出
ヲ阻止サレテ居ルト云フヤウナ、狀態ニア
ルノデアリマス、尤モ砂糖關稅引下ノ結果、

一局部ノ、殊ニ沖繩縣ノ如キ非常ニ疲弊シ
タ土地デ、而シテ砂糖ニ代ルベキ他ノ産業
ヲ見出シ得ナイ土地ニ於テハ、相當苦痛デ
アルニハ相違ナイノデアリマスルケレド
モ、之ニ對シテハ他ニ亦救濟ノ方法モアリ
ノデアリマス、此際砂糖關稅ニ對シテ、相
當ニ考慮スルト云フ御考ハナイノデアリマ
スカ、御伺ヒ致シタイノデアリマス

一局部ノ、殊ニ沖繩縣ノ如キ非常ニ弊弊シタ土地デ、而シテ砂糖ニ代ルベキ他ノ産業ヲ見出シ得ナイ土地ニ於テハ、相當苦痛デモ、之ニ對シテハ他ニ亦救濟ノ方法モアル當ニ考慮スルト云フ御考ハナイノデアリマスカ、御伺ヒ致シタイノデアリマス
○石渡政府委員 砂糖關稅ノ問題ニ關シマシテハ、始終議論ノアル所デゴザイマス、政府ト致シマシテモ、勿論ソレ等ノ點ニ關シマシテハ、考慮致サナイコトハゴザイマヌ、先般政務次官矢吹サンガ御質問ニ對シマシテ、本會議ニ於キマシテ御答辯致シタ點モ、只今トシテハ砂糖關稅ヲ引下ゲル意思ハゴザイマセヌト、斯ウ申上ゲタノデゴザイマシテ、將來ノ問題トシテ、決シテ考ヘナイト申上ゲタ譯デハゴザイマセヌ、併ナガラ此砂糖ノ問題ニ付キマシテハ、中中影響スル所ガ大キイノデゴザイマシテ、只今仰シヤイマシタ沖繩縣ノ問題、是等ハ砂糖ガ主産業デアリマシテ、之ニ代ルベキデアルカ、又北海道方面ニ於キマスル最近所ノ產業ノナイト云フ地方ニ於キマシテハ、果シテ如何ナル處置ヲ採タラ宜イノ

ウカ、問題ハ要スルニ砂糖ガ、或ル程度ニ
關シマシテハ、本年ハ臺灣ニ於キマシテ米
ヲ制限致シマシタ關係上、砂糖ハ非常ナ豐
產デゴザイマシタノデ、此四月三月ノ端境
期ヲ過ギマシタナラバ、砂糖ハ將來サウ上
ラズニ、寧ロ多少下ルノデハアルマイカ、
斯ウ感ジテ居リマス、今少シク砂糖ノ値段
ノ將來ノ推移ヲ見マシタ上ニ於キマシテ、
此問題ヲ決シタ方ガ宜イノデハナカラウ
カ、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレ
カラ菓子ノ輸出サレル原料砂糖ニ付テモ、
色々話ハアルノデゴザイマス、是ハ今御承
知ノ通り、菓子ノ輸出致シマシタ分ニ付キ
マシテハ、消費稅ヲ——第二種糖ヲ標準ニ
致シマシテ、砂糖消費稅ヲ戻シテ居ル、
併ナガラ果シテ二種糖ヲ用ヒタカ、四
種糖ヲ用ヒタカト云フ區分ガ、ハツキリ
判リマセヌノデ、總テヲ二種糖ノ標準
ヲ以テ、輸出ノ菓子ニ砂糖ノ消費稅ヲ
戻シテ居ル譯ニアリマス、是等ノ點ニ付
キマシテモ、將來餘程考究致シテ見ル必
要ガアルト思フノデゴザイマス、若シ四
種糖ヲ用ヒマシテ、菓子ヲ拵ヘテ輸出致

千圓ト云フヤウナ數字ニ減テシマッタノデアリマス、是等ノ減少カラ致シマシテ、此貴石ト云フノガ、果シテ我方國民ガ其需要ヲ感ジナクナツタノデアルカ、ソレナラバ贅澤稅法ノ制定ノ趣旨ノ一班ハ達成サレタモノデアルト、斯ウ考ヘテモ宜ノデゴザイマス、然ルニ是ハ餘り大キナ聲デハ申サレナインデゴザイマスルガ、色々探ツテ見マスルト、今日ヤハリ相當數百萬圓ノ密輸入ガアリサウニ思ヘルノデゴザイマス(笑聲)色々其途ノ専門家(笑聲)其他ニ就キマシテ探ツテ見マスルト、ドウモ相當ノ數量ガ密輸入サレテ居ルラシク思ヘルノデゴザイマス、ソレデ貴石ノ密輸ガドノ位犯罪トシテ檢舉サレテ居ルカト申シマスト、大正十四年ニ二件、昭和元年ニ一件、昭和二年ニ一件、昭和三年ニ三件、昭和五年ニ三件、昭和七年ニ八件、昭和八年ニ四件、サウシテ昨九年ニ於キマシテハ、實ニ四十五件ノ檢舉數ヲ見タノデゴザイマス、ソレデ是等ノ状況カラ致シマシテ、逆モ此儘放置シテ置キマシテハ、今日ノ關稅行政上弊害ガアッテ之ヲ施行シテ行クコトガイカヌ、斯ウ云フ風ニ考ヘマシタノデ、茲ニ改正案ヲ提案致シマシタヤウナ次第デゴザイマシテ、今日ノ此稅率ヲ以テ致シマシテハ、今日

ノ關稅行政ヲ以テ致シマシテハ、周密ナル注意ハ其當時カラ致スト申シ

テ居タノデゴザイマスガ、先方ノ方ガ餘程巧妙デゴザイマスノデ、逆モ手ニ負ヘナイト、斯ウ云フコトヲ申上ゲルヨリ外ニ仕方ガナカラウト思ヒマス、

○川島委員 大藏省ノ御認定デハ、密輸入額ハ相當ニアルケレドモ、犯罪檢舉ガ中々

困難デ、極メテ件數トシテ計上スベキモノガ少イト、斯ウ云フ風ナ御話デアリマスガ、特ニ昨年多カツ原因ハ何處ニアリマスカ

○木暮委員長 デヤ速記ヲ止メテ下サイ
〔速記中止〕

○川島委員 稅關ヲ通過スル際ニ發見ガ極メテ困難デアルト假定致シマシテ、今回稅率ヲ從價一割ト云フコトデ、如何ニ罰則ヲ

○川島委員 稅關ノ改正ヲスル際ニ、元ノ

○川島委員 關稅ノ改正ヲスル際ニ、元ノ

行シテ居ルノデアリマシン、我國ニ於キマシテモ亦實行シ得ラレルノデハナカラウカ、斯ウ考ヘテ居リマス

○川島委員 關稅ノ改正ヲスル際ニ、元ノ

百三十一「ペーパーリラ」ト云フ從量稅ガ
課ツテ居リマス、大體サウ云フヤウニナッテ

居リマス

○川島委員 先般ノ貴族院ノ請願ノ委員會
カノ質問應答ダサウデアリマスガ、一體此

貴右關稅改正ノ「ダイヤモンド」ニ付テ、御話ガアリマシタガ、「ダイヤモンド」ト云フ

モノハ必シモ贅澤品ヂヤナイ、是ハ財貨ト
シテ各々所有者ガ貯ヘテ居ルノダト云フ御
説明ガ、アッタヤウニ聞イテ居ルノデアリ
マスガ、「ダイヤモンド」ト云フノハ單純ナ
ノデゴザイマスカ、何等カノ效用ヲ爲シ得ルモ
贅澤品以外ニ、何等カノ效用ヲ爲シ得ルモ

○石渡政府委員 ソレハ先ヅ斯ウ云フコト

デアラウト思フノデゴザイマス、詰リ「**イヤモンド**」一「カラット」幾ラト申シマスモノハ、世界的ノ相場カト考ヘマスノデ、隨テ金ヲ貯ヘルノト同ジヤウナ考ヲ有チマシテ「**ダイヤモンド**」ヲ有ツ、斯ウ云フノガアルカトモ思フノデゴザイマス、サウ云フヤウナ説ニハ私共必シモ贊同致シテ居ル者デハゴザイマセヌケレドモ、サウ云フヤウナ考デ、此價格ノ變ラナイト云フ點ニ依ルノデハナカラウカト、斯ウ存ジテ居リマス

○川島委員 私ハ鐵以外ノ質問ハ、是位ニ
テ置キマス

○木暮委員長 田島君、今直^{シタマツ}グ山林局長ガ
來マスガ、其前ニ何カ大藏省關係デ、御質
問ヲ始メテ戴イテハ……

○田島委員 私今別ニ外ノ問題ニ付テハ、ヨ
ザイマセヌ

○大山委員 材料ノ請求ヲ致シマス、觀點

ヲ異ニシマスル關係上、今マデ御要求ニナツ
テ居リマスモノト、内容ニ付テチヨイ／＼
重複ニナルカモ知レマセヌガ、ソレハドウ
ゾ適宜其數字ヲ御流用下サツテ宜シイコト
デアリマス、第一ニ御頃致ンタイノハ、爲

替々平價カラ見マシタ場合、ソレノ鐵鋼

輸入價格ヲ御調べ願ヒタイ、サウシテ
品種別ニ、丸「ペース」、角、平「ペ
ース」、山型「ペース」、大型「ペース」
ソレカラ厚板、中板、溝板、「ワイヤロッド」
「レール」、斯ウ云フヤウナ種別ニ願ヒマ
シテ、入電相場ヲ邦貨ニ換算致シマシテ、
最近ノモノヲ基準ニシテ御置キ下サイ、
現行關稅率ヲ矢張平價デ對照致シマスル
便宜上、現行關稅率ヲ其儘御使ヒ下サイ、
河岸著ノ値段、是ハ廻當デ御願致シマス、
廻モ英廻ト佛廻ト違フサウデアリマスカ
ラ、之ヲ區別サレテ戴キタイ、ソレカラ國

内ノ建値、斯ウ云フモノ、ソレカラ第二表
ト致シマシテ鐵銅關稅率ヲ、今度ノ改正案

ニ依リマスル場合、鐵銅輸入價格ニ關シマ
スル資料トシテ品種別ヲ、矢張第一表ト同
ジ品種別ニ、而シテ矢張是モ現行關稅トノ

比較、ソレカラ平價デ以テ換算致シマシタ
相場、ソレカラ河岸著ノ値段、其廻當リ、

ソレカラ建値、是ハ商工省ノ御方ニモ材料

ノ何ガアリマスカラ、兩方デ一ツ御打合セ
下サッテ、御願ヲ致シタイ、ソレカラ之ガ鐵
鋼ノ輸入價格ニ關スル資料トシテ品種別、
其他ハ矢張第一表ノ通リニ……ソレカラ四

率ノ比較ヲ御願致シマス、ソレハ英國、佛

國、白耳義、獨逸、米國、此五箇國、サウシテソレニハ最近ノモノヲ御調ヲ願ヒタ
イ、其品種ハ鑄物用ノ銹鐵、「マーチヤントバース」ソレカラ「ストラックチユラル、
シェーブ」「スタンダードレール」「ブレー
ト」「ブラックシート」ソレカラ「プレーンワ
イヤ」此品種ニ對シマシテ國內ノ相場、是
ハ邦貨ニ換算致シマシテ、國內ノ相場ト、
ソレカラ——國內トハ各國ノ國內デス、向
フノ國內デス、向フノ國內ノ相場ト、ソレ
カラ其國內物價指數トノ比較對照、ソレカ
ラ其寺ノ爲春用易、爲春率ニ衣リマス其爲

替ノ換算相場ハ、矢張現在相場ト平價トノ

ソレカラ五ハ世界主要製鐵國ノ鋼材生産額
竝ニ輸入調、是ハ昭和四年カラデモ宜シウ
ゴザイマスガ、最近ノ年マデノ、ソレハ生

産額ト輸入額ト輸出額、ソレカラ需要額、
是ハ各國ニ於ケル、大抵ノ場合ニ出居ル

ヤウデアリマスカラ、容易ニ御調ガ願ヘル
ダラウト思ヒマスガ、申ス迄モナク此國別
ハ英、佛、白、獨、米、ソレニ日本ヲ加ヘ
テ戴キタ、ソレカラ第六ガ日本ノ内地ノ
鋼材ノ輸出入調ヲ御願致シタ、是ハ過去
十箇年間ノ年別デ、輸出ト輸入ニ分ケテ御

願ラ致シタイ、品種ハ矢張第一表ニ準ジタ

モノデ宜シウゴザイマス、サウシテソレニ
ハ數量ト價格ヲ同時ニ御調ヲ願ヒタイ、ソ
レカラ第七ト致シマシテ、歐米及日本ノ銑
鐵、ソレカラ銅片及鋼材、是ノ品種別ノ國
内ノ輸出相場表、國內ノ相場ト輸出價格、
是ハ昭和九年ノ十二月末ト、ソレカラ本年
一月及二月末ト、各月別ノ最近ノモノデ比
較ヲ御願シタイ、建方ハ「フラン」越一本デ
宜シイ、其内容ハ積出港渡シノ値段、ソレ
カラ種目ト致シマシテハ、先程申上ダマシ
タヤウナ銑鐵デハ鑄物用銑鐵ガ幾ラ、ソレ
カラ無基性「ビセマー」先ダ幾ラ「ヘマタ

イト」銑ガ幾ラ、ソレカラ鋼片ハ鋼片デ別ニ御願シタイ、ソレカラ鋼材トシマシテハ「スタンダードレール」「ストラクチュラルシェーブ」「マーチヤントベース」「ワイヤロッド」「タンクプレート」「フレート」ソレカラ「ブラックシート」「バンド」及「ストリップ」ソレカラ鍼力板、是ハ百「ボンド」板デ御計算ヲ願ヒベ宜シイ、大體以上成ベク至急ニ、御調製ヲ願ヒタイト思ヒマス

○森田委員 私モ材料ノ要求ヲ一ツ、簡単デス、主税局長、能ク御聽フ願ヒタイ、關稅ヲ斯ウ云フ風ニ下ゲル爲ニ、政府ノ歲入ガ、元ノ關稅デアッタ時ノ收入ト、今度下ゲタ收入トノ差ガドウ云フ風ニナルカ、本會議デ大藏大臣ハ輸入ノ量ガ殖エルカラ、歲入ニハ關係ガナイト云フ、是ダケノ輸入ノ殖エルノハ、ドウ云フ譯デアリマスカ、關稅ノ關係ガナクテモ輸入ノ量ガ殖エル譯デアリマス、其時ニ於テ自然收入ガ多カッタ、臨時利得稅ヲ修正スレバ稅收入ニ減額ヲ來ス、辻棟ガ合ハヌデ困ル、是ハ別ニ豫算ヲ立テル時ニハ何等ノ議ニ上ッテ居ナイ、御承知ノ通リ歲入豫算ヲ立テル時ニ、何モ議ニ上、テ居ナイ、其後ニ關稅ヲ下ゲヌ、當然歲入ニ減額ヲ來ス苦デアリマス、其點ハ能ク吾

吾ノ得心ノ行クヤウナ材料ヲ戴キタイ、明日私ハ十分議論ヲシタイト思ヒマスカラ、

○石渡政府委員 只今歲入ノ點ニ付キマシテ、森田サンカラ御尋ガゴザイマシタ、書面ニシテ差出スニハ差出シマスガ、一應御說明致シテ置キタイト存ジマス、關稅收入ノ見積ニ付キマシテハ、先般豫算分科ニ於

キマシテ御説明致シマシタ通り、昭和九年九月三十日以前一箇年ノ關稅ノ實收入ニ對

○森田委員 質問デナイノデスガ、材料ノコトダケデドウモオカシイト思フガ、ヤ

ハリ言ハレタカラコチラカラモ一事言ウテ

其材料ヲ御廻シ下サイ、其材料ヲ十分ニ一ツ御提供ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレガ第マスガ、蒟蒻ノ過去三箇年ノ輸入數量、其次ハ商工省ノ鐵ノ市價表ガ不親切極フ居ル、丸鋼、山型鋼ダノ溝型ダノト云フモノハ市價ガ違フ、ソレヲ此處ヘ一緒ニシテ條ダノ竿ダノ「レール」ダノ、鋼「ベース」ト云フヤウニ、單價ガ出テ居ル、是ハ議員ガ知ラスト思ツテヤッテ居ルガ、割合ニ能ク知ツテ居ル、商工省ハ斯ウヤッテ居ルガ、其點ヲ分ケテ、即チ條ト竿ト丸鋼、即チ丸鋼ノ標準ト云フモノトハ全然違フ、型物ト丸物ト區別シ仕方、昭和五年一月カラノヲ出シテ貰ヒタイ、以上三點デ、一番最初ノ分ガムヅカシイ分ダト思ヒマス

○石渡政府委員 只今歲入ノ點ニ付キマシテ、森田サンカラ御尋ガゴザイマシタ、書面ニシテ差出スニハ差出シマスガ、一應御

说明致シテ置キタイト存ジマス、關稅收入ノ見積ニ付キマシテハ、先般豫算分科ニ於

キマシテ御説明致シマシタ通り、昭和九年九月三十日以前一箇年ノ關稅ノ實收入ニ對

○森田委員 質問デナイノデスガ、材料ノ

コトダケデドウモオカシイト思フガ、ヤ

ハリ言ハレタカラコチラカラモ一事言ウテ

置キマシタ、ソレデ明年ノ豫算ト致シマシテハ、昭和九年九月前一箇年ノ實收ニ對ス

目私ハ十分議論ヲシタイト思ヒマスカラ、

○小林委員 關稅ノ改正ヲ、追々政府ニ於

カレマシテモ御考ヘニナルコト、思ヒマス

ガ、日滿間ノ關稅ニ付キマシテ、是ハ一省

ダケノ御考デ、御返事ハ出來又カト思ヒマスガ、將來ドウ云フ風ニオヤリニナル御考

デアリマスカ、其點ニ付キマシテ、一つ此

昭和十年三月十三日印刷

昭和十年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 常磐印刷株式會社